

# くらしの情報

## 高齢介護

### 新型コロナウイルス感染症の影響で、介護保険料の納付が困難な方へ

介護保険料に対するコロナ減免申請は3月までです。

普通徴収(納付書・口座振替)の納期限または特別徴収(年金天引き)が3月末までの介護保険料が対象です。

次の①、②に該当する第一号被保険者は、申請により保険料額を減免します。

- ①同一世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った方
- ②世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の(i)、(ii)のいずれも満たしている方

(i)事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害補償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該収入の額の10分の3以上であること

(ii)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※①に該当する場合は全部免除となりますが、②に該当する場合、減免される保険料額は所得状況などに応じて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

申請・問合せ 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口)

☎939・1164

# 保険・年金

### 国民年金保険料の納付は口座振替がおすすめです

国民年金保険料を口座振替の「前納」や「早割制度」を利用して納付すると、保険料が割引されます。年金事務所又は口座振替を希望する金融機関で申し込みできます。

口座振替による前納を希望する場合、2年度分、1年度分及び6か月分上期(4月～9月分)は2月末日までに、6か月分下期(10月～翌年3月分)は8月末日までに申し込みが必要です。クレジットカードでの納付もできます。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 天王寺年金事務所

☎06・6772・7531

### 高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度又は職場の健康保険と介護保険の両方で自己負担のある世帯の方で、令和3年8月～令和4年7月に支払った自己負担額を合計し、次の基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

| 70歳以上の方<br>(65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む) |                 | 基準額   |
|------------------------------------|-----------------|-------|
| 現役並み所得者                            | Ⅲ(課税所得 690万円以上) | 212万円 |
|                                    | Ⅱ(課税所得 380万円以上) | 141万円 |
|                                    | Ⅰ(課税所得 145万円以上) | 67万円  |
| 一般                                 |                 | 56万円  |
| 市町村民税非課税                           | 低所得者Ⅱ           | 31万円  |
|                                    | 低所得者Ⅰ           | 19万円※ |

※介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

| 70歳未満の方                           |                | 基準額   |
|-----------------------------------|----------------|-------|
| 世帯員全員の合計所得額<br>※所得：基礎控除後の「総所得金額等」 | 901万円超         | 212万円 |
|                                   | 600万円超 901万円以下 | 141万円 |
|                                   | 210万円超 600万円以下 | 67万円  |
|                                   | 210万円以下        | 60万円  |
| 市町村民税非課税世帯                        |                | 34万円  |

申請方法 基準日(令和4年7月31日)に加入していた医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など)で。

※本市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入で、支給の対象となる方には、お知らせを郵送します。

※対象期間中に転入した方や、ほかの医療保険から本市国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行した方は、お知らせが届かなくても支給される場合があります。なお、市で支給申請する前に以前加入していた医療保険での手続きが必要な場合があります。

問合せ 藤井寺市国民健康保険にご加入の方

保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

後期高齢者医療制度にご加入の方

・保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

・大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎06・4790・2031

### 年金事務所です約相談を実施

希望日の1か月前から前日まで電話で受け付けます。

予約の際は、基礎年金番号が分かる年金手帳や年金証書などをご準備ください。

#### 予約相談日時

- ・月曜日 8時30分～18時
- ・火～金曜日 8時30分～16時
- ・第2土曜日 9時30分～15時

※月曜日が祝日の場合、翌開所日は18時まで予約相談を実施

#### 予約受付専用電話(ナビダイヤル)

☎0570・05・4890

※受付は月～金曜日(祝日除く)、8時30分～17時15分

# 税

### 納付忘れはありませんか

軽自動車税種別割、市・府民税、固定資産・都市計画税を、納付していない方は至急納付してください。納付できない事情がある方はご相談ください。

問合せ 税務課納税担当(2階②番

窓口) ☎939・1006

# 福祉

### 障害者手帳などをお持ちの方へ手当の申請ができます

【特別障害者手当】  
支給額 月2万7300円  
対象 次の障害のうち、2つ以上が重複している、またそれらと同程度と認められる在宅の20歳以上の方(本人・家族の所得制限あり)

【身体障害者手帳1・2級程度(各部位別)、常時安静の内部機能障害、最重度の知的障害又は精神障害】  
※施設に入所している方や病院に3か月を超えて入院している方は該当しません。

#### 【障害者福祉手当】

支給額 月1万4850円

対象 身体障害者手帳1・2級程度(各部位別)、常時安静の内部機能障害、最重度の知的障害又は精神障害、またそれらと同程度と認められる在宅の20歳未満の方(本人・家族の所得制限あり)

※施設に入所している方は該当しません。受給中の方が、施設に入所したり、3か月を超えて入院したりする場合は手続きが必要です。必ずご連絡ください。

# 環境・安全

### 浄化槽の適切な維持管理を

大阪府では、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、各家庭からの生活排水の適正処理を進めています。浄化槽をご使用の方は、保守点検と清掃にあわせて、知事指定検査機関(一社大阪府環境水質指導協会 ☎072・257・3531)が実施する、浄化槽法に基づく定期検査を年1回、受ける必要があります。

問合せ 藤井寺保健所生活衛生室衛生課

☎952・6165

# 環境・安全

### 浄化槽の適切な維持管理を

大阪府では、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、各家庭からの生活排水の適正処理を進めています。浄化槽をご使用の方は、保守点検と清掃にあわせて、知事指定検査機関(一社大阪府環境水質指導協会 ☎072・257・3531)が実施する、浄化槽法に基づく定期検査を年1回、受ける必要があります。

問合せ 藤井寺保健所生活衛生室衛生課

☎952・6165

### 大和川流域水質改善強化月間

大和川の水の汚れの原因は、約7割がトイレや台所、風呂、洗濯などの生活排水によるものです。生活排水の影響は、河川流量が減少する冬に大きくなります。汁物の残りや油は流しに流さない、食器の汚れはまず拭き取る、洗剤類は適量を使うなど、一人ひとりが毎日の生活の中で心がけましょう。

問合せ 環境衛生課環境・公害・飼

犬登録担当(6階⑦番窓口)

☎939・1074



☎939・1074

## 身近な川をもっと美しく 大和川・石川クリーン作戦

4年ぶりの開催となる今年は藤井寺市がメイン会場となり、国府・梅が園会場でセレモニーを開催します。多くの方の参加をお願いします。

**日時** 3月5日(日) 10時～11時

**場所** 大和川・石川河川敷 6会場  
※雨天中止(小雨決行)。中止の場合

は当日8時までに市ホームページ  
でお知らせします。

※最寄りの会場でご参加ください。

※駐車場がないため、自動車での  
来場はご遠慮ください。

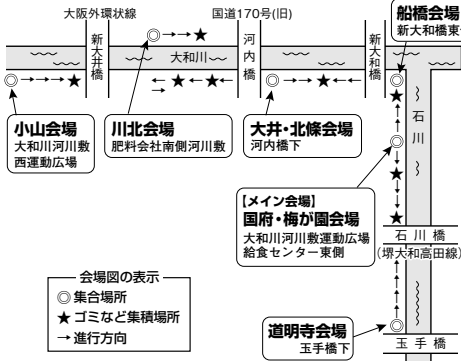
**共催** 国土交通省近畿地方整備局、

大阪府、藤井寺市ほか流域市町村

**問合せ先** 環境衛生課環境・公害・飼

大登録担当(6階⑦番窓口)

☎939・1074



## Jアラート(全国瞬時警報シ ステム)の全国一斉情報伝達試験

市内各地の屋外スピーカーから試験情報が放送されます。

**日時** 2月15日(水) 11時～

※気象状況などによって中止になる  
場合があります。

※2月は、毎月第4水曜日14時から  
の定期試験放送は行いません。

**問合せ先** 危機管理室災害対策担当  
(4階④番窓口)

☎939・1190

## 各種情報

### 公共施設循環バス「クリーン ア21」の停留所の廃止

「クリーン」ア21閉館のため、4月1日(土)から、公共施設循環バスの「クリーン」ア21停留所を廃止します。これに伴い、時刻表やルートが変更となります。詳細については改めてお知らせします。

**問合せ先** 総務課庁舎・車両管理担当  
(3階③番窓口)  
☎939・1067

### 自衛官募集事務に係る対象者 情報の提供について

市では、自衛隊法などに基づく防衛大臣からの資料提供依頼(自衛官等募集事務に必要な対象者情報「氏名・住所・生年月日・性別」)について、住民基本台帳を閲覧に供する方法で対応しています。

#### 【令和5年度】

自衛隊が対象者情報を書き写す方法から、対象者情報を印刷した紙を自衛隊へ渡す方法に変更します。

※自衛隊が取得した対象者情報は、自衛官及び自衛官候補生の募集事務にのみ使用すること、関係法令に基づき適正に管理することなど、個人情報 の適正な取扱を行うよう取り決めをしています。なお、自衛隊に紙媒体で提供する方法は藤井寺市独自のものではありません。

#### 資料提供の対象者

- ・平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方
- ・平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方

※概ね令和5年度に18歳及び22歳になる方

#### ■ご自身の情報の提供を希望される方へ

ご本人又は保護者などから「除外

申請」の手続きをしていただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外します。

**対象** 「資料提供の対象者と同じ方  
**申請方法** 2月1日(水)～3月31日  
(金)までに窓口または

郵送で。  
※詳細はホームページを  
ご確認ください。

**問合せ先** 市民課窓口担当(1階①番  
窓口) ☎939・1049

**マイナンバーカード交付臨時窓口**  
**日時** 2月12日(日)・25日(土)  
9時～12時

**場所** 市役所1階マイナンバー総合  
窓口

**交付に必要なもの** 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、マイナンバーカードと交換、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆交付の際は、待ち時間  
ゼロのLINE予約  
を！

**問合せ先** 市民課マイナンバー担当(1  
階マイナンバー総合窓口)  
☎939・1111(内線1220)

